

鹿嶋市告示第229号

令和7年度鹿嶋市こども食堂物価高騰対策支援事業実施要綱を次のように定める。

令和7年10月27日

鹿嶋市長 田 口 伸 一

令和7年度鹿嶋市こども食堂物価高騰対策支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、材料費や燃料費等の高騰により、地域で自主的に運営されているこども食堂の負担を軽減することにより、子どもの居場所や食事の提供機会の安定的な確保等を図るため、予算の範囲内においてこども食堂物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとところによる。

- (1) こども食堂 地域の子どもが安心して過ごせる場所であって、無料又は低額（実費相当額程度の金額をいう。）で食事の提供（菓子類又は飲料のみの提供又は配布は含まない。）が行われる場所をいう。
- (2) こども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和7年4月1日現在、鹿嶋市内でこども食堂を運営する者（地方公共団体並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条及び第110条に規定する社会福祉協議会を除く。）
- (2) 市税等（市税及び国保税をいう。以下同じ。）の滞納がない者（団体にあっては、当該団体及びその代表者に市税等の滞納がない場合とする。）
- (3) 令和7年4月1日から令和8年2月28日までの間で、事前に地域の子どもが自由に参加できることを周知し、5回以上の開催実績がある団体（法人又は任意団体をいう。以下同じ。）
- (4) 令和8年3月以降も継続して活動する見込みのある団体

(支援金の額)

第4条 市長は、こども食堂を運営する団体に対し、前条第3号に規定する期間において、次の各号に掲げる開催回数の区分に応じ、当該各号に定める額を支援金として支給する。この場合において、複数のこども食堂を運営する団体については、開催回数を合算して区分を判定するものとする。

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 5回以上10回以下の開催 | 25,000円 |
| (2) 11回以上15回以下の開催 | 50,000円 |
| (3) 16回以上20回以下の開催 | 75,000円 |
| (4) 21回以上の開催 | 100,000円 |
- (支給申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿嶋市こども食堂物価高騰対策支援金支給申請書（様式第1号。以下「支給申請書」という。）をこども食堂を運営する団体ごとに、令和8年3月6日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、支給申請書に開催状況報告書（別紙1）及び開催時の様子等の写真を2枚（別紙2）を添付しなければならない。

(支給の決定等)

第6条 市長は、支給申請書の提出があったときは、速やかに審査し、支給の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、支給の決定を行ったときは、鹿嶋市こども食堂物価高騰対策支援金支給決定通知書（様式第2号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、支給しないことを決定したときは、理由を付して、鹿嶋市こども食堂物価高騰対策支援金不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、第1項の規定による通知を受けたときは、鹿嶋市こども食堂物価高騰対策支援金請求書（様式第4号）を速やかに市長に提出し、その支給を受けるものとする。

(支給決定の取消し)

第7条 市長は、申請者が虚偽その他不正な手段により支援金の支給を受けたときは、前条第1項の規定による支給決定の全部又は一部を取り消し、支給した額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。